

平成29年
7月1日～



貸付利率を 引き下げました！

比べてみてください！

新利率(変動)は、7月から適用します。
償還中の方には、新しい償還予定表を送付しますので、引下げ後の償還額をご確認ください。

種類	利率(年利)		貸付額 (万円)	償還回数 (以内)
	H29.7月～	改正前		
生活資金 	1.70% ▼0.10%	1.80%	10～200	72回
育英資金 	1.60% ▼0.10%	1.70%	10～300	120回
自動車資金 	大幅引下げ 1.20% ▼0.50%	1.70%		72回
リフォーム資金 退職互助部加入者限定 	1.60% ▼0.10%	1.70%		120回

? 償還中の貸付利率はどうなるの？

→**手続は不要です！** 7月から自動的に新利率(変動)が適用されます。

- ① 低金利！
- ② 手続きが簡単！（窓口に行く必要がなく、添付資料も少ない）
- ③ 返済は給与控除なので、お金の出し入れの必要なし！
- ④ 貸付利息収入は、事業に充当して組合員に還元します！

→互助組合のホームページで
返済計画のシミュレーションができます。

長崎県教職員互助組合 検索

【問合せ先】

担当 総務・現職互助部班 千治松
電話 095-824-4721
E-Mail s40079@pref.nagasaki.lg.jp

ちぢまつ

■ 貸付の内容

生活資金	
申込事由	●臨時に資金を必要とする場合 (住居の新築・増改築および住宅敷地の購入等、住宅に係る資金以外)
貸付金額	10万円以上 200万円以内
申込単位	1万円単位
償還回数	72回以内
償還方法	元利均等毎月償還(貸付金額の50%以内でボーナス償還併用可能)
添付書類	不要

	育英資金	自動車資金	リフォーム資金
申込事由	組合員、被扶養者または被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が大学等に入学または修学するため資金を必要とする場合 ＜貸付対象＞ ●入学金、授業料、校納金 ●制服や教材の購入費 他 ※その他貸付対象については、お問い合わせください。	組合員、配偶者または子が自家用自動車を購入するための資金等を必要とする場合 ＜貸付対象＞ ●自家用車(四輪自動車、自動二輪車、原動機付自転車等)購入資金 ●部品購入費用、車検費用、修理費用 ●免許取得費用	組合員が自己の用に供するための住宅の増改築資金や修理費用等を必要とする場合 ＜貸付対象＞ ●住宅の増改築資金 ●外壁・屋根の塗装、造園、車庫、冷暖房、門扉等の工事資金 ●太陽光発電、オール電化、バリアフリー、介護対応型の工事資金
貸付金額	10万円以上 300万円以内(注)		
申込単位	1万円単位		
償還回数	120回以内	72回以内	120回以内
償還方法	元利均等毎月償還(貸付金額の50%以内でボーナス償還併用可能)		
附属書類	①合格通知書又は入学を証明する書類の写し、在学証明書の原本(発行日から3か月以内) ②貸付対象者が、組合員、被扶養者以外の場合、続柄が確認できる書類(戸籍抄本等の原本で発行日から3か月以内)	①販売店との売買契約書(注文書含む)の写し、又は見積書の原本(販売店印のあるもの) ②貸付対象者が、組合員、被扶養者以外の場合、続柄が確認できる書類(戸籍抄本等の原本で発行日から3か月以内)	①工事請負契約書の写し又は工事費用見積書の写し ②登記事項証明書の原本(土地・建物、発行日から3か月以内) ③修理箇所の図面又は写真等 ④貸付対象物件が組合員名義でない場合住民票の写し等、組合員が居住することを証する書類

(注) 共済組合及びその他金融機関等からの借入金の毎月償還額の総額が給料月額[※]の30%以内及びボーナス償還併用の場合は、ボーナス償還額の総額が給料月額[※]の60%以内の範囲となることが条件です。

書類のうち原本の場合であっても、公立学校共済組合長崎支部へ同時に申込む場合は、その写しでも可としますが、その場合、写しの余白に“共済組合へ同時申込”と記載の上、本人の印鑑を押してください。

※育英資金：対象となる学校等は以下の通り。

- 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)・大学(大学院含む)
- 高等専門学校・専修学校・各種学校(予備校など)・要件を満たす外国の教育機関

※自動車資金：個人売買及びネットオークションによる購入、事業性の車輛購入及び他の金融機関からの自動車関連借入の借替資金は対象外。

※リフォーム資金：対象となる住宅は、組合員が住居として用いる住宅(自己の用に供するための住宅)であり、投資、賃貸等を目的とする場合は含まない。
他の金融機関からの住宅関連借入の借替資金は対象外。